

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の
受領委任を取り扱う施術管理者の要件の追加等に関する周知について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「施術者」という。）の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）により取り扱われています。

また、令和3年1月以降、地方厚生（支）局に対して、施術者が新たに施術管理者として受領委任を取り扱う申出を行う場合、実務経験と研修の受講が必要であること等について、今般、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和2年3月4日保発0304第1号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」（令和2年3月4日保発0304第2号）により示したところです。

このことに関し、周知を図るために添付のチラシを作成しましたので、ウェブページにチラシを掲示するなど、受領委任の申出を行う施術者に周知を行っていただきますようお願いいたします。

なお、各保健所、施術関係団体及び関係学校等に対しても、周知の協力依頼をしておりますので申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

「はり師」、「きゅう師」および「あん摩マッサージ指圧師」の皆さま、それらの国家資格を取得される皆さま、ご関係の皆さまへ

令和3年1月 から、

「はり師」、「きゅう師」および「あん摩マッサージ指圧師」が療養費の受領委任を取り扱う「**施術管理者**」として地方厚生（支）局に**新たに申し出**する場合、**実務経験** と **研修の受講** が必要となります。

「施術管理者」になるための要件は、これまでは国家資格（免許）のみでしたが、令和3年1月から、「実務経験」と「研修の受講」についても必要となります。

過去に施術管理者の経験がある方も、令和3年1月以降、新たに申し出する場合、「研修の受講」が必要となります。

実務経験について

国家資格の取得後、施術所での実務経験が **1年間** 必要となります。

※施術所では他のはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師と一緒に勤務する必要があります（令和2年12月以前の期間を除く）。

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるように、以下の研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間、 2日間以上	(1) 職業倫理	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

★ ただし、以下の方は特別に申し出を行うことが可能です。裏面をご覧ください。

a. 取り扱い開始当初の特例

b. 施術管理者が死亡した場合の特例

a 取り扱い開始当初の特例

1. 対象者

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間において、新たに施術管理者となるための要件のうち、実務経験は有しており、**研修は受講していないが**、施術管理者として**受領委任の申し出を行う方**

2. 内容

申し出に際し、受領委任の申し出を行った日から1年以内に研修を受講し、「施術管理者研修修了証」の写しを提出する旨を確約した**「確約書(施術管理者研修)」を添付**することにより、受領委任の申し出が可能です。

《注意》 受領委任の申し出を行った日から1年以内に「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合、**受領委任の取り扱いを中止**します。
その場合、その後、**2年間、受領委任の申し出を行うことができません。**

b 施術管理者が死亡した場合の特例

1. 対象者

施術所の**施術管理者が死亡**し、その際にその施術所に勤務する施術者として申し出されており、その施術所の施術管理者として**受領委任の申し出を行う方**

2. 内容

ア 実務経験を有していない方

申し出に際し、受領委任の申し出を行った日から速やか(遅くとも2年以内)に実務経験の期間を有し、「実務経験期間証明書」の写しを提出する旨を確約した**「確約書(実務経験)」を添付**することにより、受領委任の申し出が可能です。

《注意》 受領委任の申し出を行った日から速やか(遅くとも2年以内)に「実務経験期間証明書」の写しを提出しなかった場合、**受領委任の取り扱いを中止**します。
その場合、その後、**2年間、受領委任の申し出を行うことができません。**

イ 研修を受講していない方 上記aの「2. 内容」と同じ

【参考】厚生労働省ウェブページ

- ・通知「はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(改正反映版)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_06.pdf
- ・通知「はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_01.pdf
- ・通知「はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200304_03.pdf